

豊橋市民成年後見センター情報誌

発行者 NPO 法人： 豊橋市民成年後見センター 12月号発行

〒440-0853 豊橋市佐藤5丁目28番地の9 Ⅲ (0532) 48-2922 Fax (0532) 39-8199

師走の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。NPO 活動へご理解、ご協力頂き感謝御礼申し上げます。さて、成年後見制度の後見人は親族ではなく他人になるケースが増えていると先月号でお伝えしました。申し立ては親族なのに成年後見人になるのは他人。親族よりも他人が後見人になる不自然なケースが増えている。それは、親族が財産の横領や権限の乱用等で後見人としての任務を遂行できないことが原因。また、家庭裁判所が発表している後見人の不正事件による被害総額は2010年6月～2012年12月までの間に約94億4000万円にものぼる。親族後見人4人に1人が、自分の財産と、被後見人である親の財産を区別する認識がない様です。親族が成年後見人に就任し、最初はしっかり管理をしていますが、だんだんその管理している財産が自分のもののように見え、管理がずさんになっていくようです。誤った認識が日常的にあれば、親の財産を自分のために使ってしまう「使い込み」は生じてしまいます。特に親子関係ですと、元々、その親の金で自分は育てられてきたという経緯があるだけに、親の財産が「別の人のものである」という意識が薄いので、財産を自由にしてしまおうという意識に繋がってしまう事が親族後見人の問題のようです。

理事長：渡辺のり子

事例検討会

- ・奇数月第1火曜日弥生病院4階多目的室にて19時30分、被後見人の状態報告・検討事項などを話し合います。【正会員・賛助会員問わず参加出来ます。日時が変動する場合があります、参加する際はお電話での問い合わせを行って下さい。】

理事会

2月・3月・4月・7月・9月・10月11月 弥生病院4階多目的室にて
午後7時30分 受任事例近況・会計報告と相談事業、審議事項など

日時：毎月第3土曜日 13:30

場所：弥生病院4階 多目的室にて

平成28年12月17日平成29年1月・2月 第3土曜日 受任者から被後見者の近況と報告・その他

次回会議のお知らせ

・事例検討会 平成29 1月10日 火曜日 19時30分

・理事会 平成29 2月21日 火曜日 19時30分
(注：理事会は2月・3月・4月・7月・9月・10月
11月の指定月に行います)

会議問い合わせ

事例検討・理事会

(0532) 48-2922 齊藤 尚：弁護士 (副理事)

運営委員会

090-1232-8135 豊里国男 (理事)

豊橋市民成年後見センターは、平成二十二年に豊橋駅前ホテルアソシアにて発起会を行い今日に至っています。私たち団体は、第3者市民後見という立場から被後見人の身上監護・財産管理を行い、日常生活をできる範囲で援助してきました。家庭的雰囲気での援助を目指し、成年後見という社会事業を担っています。出来れば、後見人はその人の家族が担えばよい。老いた親の世話を子が担う。それが当たり前の時代からそうではない時代へと流れている。親への尊厳と敬い、子は育ててもらった感謝を親の介護という形であらわしてゆくこと、それが自然の流れではないか。負担なく介護サービスを利用し積極的に親の世話に取り組もう。そんな温もりある関係を育んでほしいものだ。

豊橋市民成年後見センター 副理事 今泉博充

豊橋市民成年後見センター情報誌

発行者 NPO 法人： 豊橋市民成年後見センター

〒441-8157 豊橋市上野町上原19、Tel (0532) 48-2922 Fax (0532) 46-9611

JP STPP

梅雨の候、日頃大変お世話になり厚く御礼申し上げます。梅雨の季節なのに6月前半は快晴が続いた今日この頃です。(6/15日現在)さて認知症の運転免許の返納についてなのですが、道路交通法では、75歳以上が運転免許を更新する際、交通違反があった人のみに医師の診断を義務づけ、診断の結果、認知症と判断された場合に免許の停止や取り消しが行われていました。ただ、交通違反がない場合は医師の診断を受けずに免許が更新されており、認知症が見逃されている可能性が課題になっていました。この現状を重くみた警視庁により、道交法の改正案が、今年6月11日にいよいよ成立するようです。他人事ではない話と思うことと高齢とともに出てくる難しい問題は多くなると切ないですね。

豊橋市民成年後見センター 理事長 渡辺のり子

事例検討会

- ・毎月第1火曜日弥生病院4階多目的室にて午後7時30分受任事例の検討【正会員・賛助会員問わず参加OKです。日時が変動する場合があります、参加の際は、お電話での問い合わせを行って下さい。】

理事会

第3火曜日 弥生病院4階多目的室にて午後7時30分

受任事例の報告と近況(会計、相談事業、審議事項など)

日時：毎月第3土曜日

場所：弥生病院4階 多目的室にて

- ・6月 被後見人資料の取り扱いと管理
- ・7月 後見活動報告の見直し
- ・8月 被後見人担当について

次回会議のお知らせ

- ・事例検討会 7月4日 8月1日 火曜日 19時30分
- ・理事会 7月18日
- ・運営委員会 7月15日 日曜日 13時30分

(日時変動あり：事前に告知)

会議問い合わせ

事例検討 (0532) 48-2922 齊藤 尚：弁護士(理事)
運営委員会 090-1232-8135 豊里国男

高齢者の運転免許についての改正案では七十五歳以上の場合、三年に一度の免許更新時に、認知機能の検査を実施「認知症の疑いあり」と判断された人全員に医師の診断義務が発生発症していたら免許を停止または取り消し。改正案は、今年施行されるとのこと。政府は、この改正案によって認知症の人の自動車事故を減らす狙い。ただ、この改正案においては、「認知機能検査自体、三年に一回という頻度で少なすぎる」といった批判もある。若い頃に車の所有に憧れ取得した運転免許が「認知症」の為に返納。当人にとっては納得いかないうちにもありますが、事故で自他ともに命を落としかねないことを考えると「仕方がない」と納得せざるを得ないことではないでしょうか。

豊橋市民後見センター副理事長 今泉博充

豊橋市民成年後見センター情報誌

発行者 NPO 法人： 豊橋市民成年後見センター 平成 30 年 3 月号発行

〒440-0853 豊橋市佐藤 5 丁目 28 番地の 9 Tel (0532) 48-2922 Fax (0532) 39-8199

春寒しだいに緩むころ、会員の皆様は、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを頂き、御礼申し上げます。

さて、超高齢化社会となります我が国は、高齢者が地域における近所付き合いが希薄となる傾向に歯止めがかからず、孤独な時間を過ごしてしまう高齢者の数が増えているのが現状のようです。こうした状況に対し、各自治体による対処で終わってしまっているのではないのでしょうか。豊橋市民成年後見センターは、孤独な高齢者の一人暮らし、または、高齢の両親と同居できず離れて暮らしている家族に向けて、孤独に生きる背景理由、リスク、対処法を理解してもらえようボランティアのメンバーが努めています。その活動に賛同できる方が増えて行くことを常に願っています。

豊橋市民成年後見センター 理事長 渡辺のり子

事例検討会

・毎月第 1 火曜日・弥生病院 4 階多目的室にて午後 7 時 30 分受任事例の検討

【正会員・賛助会員の皆さん参加してください。日時・場所が変動する場合がありますので参加の際は、お電話での問い合わせを行って下さい。】

理事会

第 3 火曜日 弥生病院 4 階多目的室・午後 7 時 30 分

受任事例の報告と近況（会計、相談事業、審議事項など）

5 月に総会を予定しています。下記に問い合わせ下さい。(0532) 48-2922

日時：毎月第 3 土曜日 13:30~14:30
場所：弥生病院 4 階多目的室・後見センター事務所・アイピアなど場所が変動します。
・3 月 17 日・4 月 21 日 後見活動報告など

次回会議のお知らせ

- ・勉強会 毎月 第一火曜日 19 時 30 分
- ・理事会 4 月 17 日 火曜日
- ・運営委員会 毎月第三土曜日 13 時 30 分

(注意：場所の変動あり：事前確認を)

会議問い合わせ

事例検討 090-3858-7774 小野晴美
運営委員会 090-1232-8135 豊里国男
理事会 0532-48-2922 (事務局) 斉藤 尚

自分らしく暮らす為に地域や民間の見守りサービスを利用することは当然の流れである、と先月の編集後記で私は述べた。見守りは近い将来、ロボットが行うようになり、介護も担うそんな時代がやってくるのかもしれないと妄想している。しかし、私は健康寿命が延びることの方が一番の願いである。が先に「介護」という言葉を使ってしまった。後に健康と伝えると矛盾を感じるであろう。できることには限度がある。そう思えるようになってからは、期待とは裏腹に諦めてしまう考えもついてくる。将来へ期待高まる若者はいずれ訪れる自分の老いて考えることがあるだろうか。それはないだろう。社会との接点を持ち、身体・精神的にも健全で自分らしく過ごすことができているからだ。一日一日を有意義に過ごしたいと思うのは、若者も高齢も同じである。希望ある未来を迎える、そんな考えでいっぱいになりたいものだ。

豊橋市民後見センター副理事長 今泉博允